

大分県新規就農者育成方針

令和7年4月

大 分 県

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月２９日付け３経営第３１４２号農林水産事務次官依命通知）別記１第７の１に基づく新規就農者育成方針を以下のとおり定める。

１ 新規就農者の確保に向けた課題、目標

（１）新規就農者の確保・育成に向けた現状と課題

本県では令和６年度に策定した農林水産業振興計画『おおいた農林水産業元気づくりビジョン２０２４』において、計画の柱のひとつに『極め、輝く中核的経営体の育成』を掲げ、新規就農者数（農業法人等への就職者を含む）の目標値を令和１５年度まで定めている。

本県の新規就農者数は年々増加傾向にあり、令和５年度末時点での目標数値を達成している。しかし、雇用環境等社会・経済情勢に強い影響を受ける中、安定的に新規就農者を確保し続けることが課題である。

また、就農にかかる初期投資額や、生産面・経営面の不安が就農希望者の決断を阻害する要因となっている。そこで就農初期の経済的支援により、負担を軽減し経営の安定・発展へ導く必要がある。

（２）新規就農者の確保・育成に向けた取組と目標

本県では、産地の将来の安定供給体制の強化を図るため、産地自らが将来の担い手を確保・育成する体制づくりを進めている。産地ごとに求める担い手像を明確にした「産地担い手ビジョン」を策定・公表し、これに基づいて新規就農者の確保・育成を図る。

また、国の新規就農者育成総合対策並びに大分県独自の支援策により、幅広い層の担い手を育成する。

これらの育成方針を就農相談会やＷｅｂ等により就農希望者に向けて発信することで、引き続き新規就農者の確保に力を入れていく。

2 新規就農者に対するサポート内容

(1) 就農意欲喚起、広報

- ①県内外での就農相談会の開催、就農・移住相談対応等を行うとともに、大分県農林水産業就業支援ポータルサイト「おおいたで働こう」(<https://nourinsui-start.oita.jp/>) を開設し、広く情報発信を行う。
- ②農業を経験できる短期研修の実施。
- ③中高年の移住促進、親元就農を支援する県独自の施策の整備。

(2) 就農前の支援

- ①就農学校、ファーマーズスクール、農業大学校において栽培技術や経営の研修を実施する。
- ②就農に向けたサポート（就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等）を市町村と連携し情報提供を行う。
- ③農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等を市町村と連携し情報提供を行う。
- ④県の事業で、就農準備資金等を単身で受給する子育て中の研修生へ2.5万円/月給付する。

(3) 就農後の支援

- ①県の振興局で新規就農者に対して生産技術・経営力向上のための重点指導や技術情報の提供を行う。
- ②県の事業で市町村と連携し、新規就農者が栽培施設整備や生産基盤(農業機械等)整備をする場合は補助率のかさ上げ支援を行う。
- ③日本政策金融公庫と連携し、無利子の青年等就農資金により営農の支援を行う。
- ④年に6回、県内の新規就農者を対象にした交流会を開催し、新規就農者同士の親睦を深め、情報交換ができる場を提供する。
- ⑤県の事業で市町村と連携し、認定新規就農者等が妊娠から子が1歳となるまでに農作業が出来ない間の外部雇用に係る経費を11千円/日・290日まで助成する。
- ⑥県の事業で市町村と連携し、経営の安定しない就農1年目の認定新規就農者の所得を最大100万円補てんする。

3 大分県新規就農者経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる国実施要綱別記1別表1の2に基づく県加算ポイントの設定

取組等の内容	ポイント
品目	園芸産地づくり計画に位置づけられた品目・肉用牛（5ポイント） 有機農業（2ポイント） それ以外の品目（0ポイント）
研修機関等での技術研修	県が認める就農学校又はファーマーズスクールを卒業（6ポイント） 農業大学校を卒業（4ポイント） 雇用就農資金の助成を受ける法人等で定められた期間雇用就農（1ポイント） ※1 その他（0ポイント）
産地担い手ビジョン	作成済み（5ポイント） 未作成（0ポイント）
就農適性診断の結果 （はいの割合） ※2	90％以上（2ポイント） 80％以上（1ポイント） 80未満（0ポイント）

※1 1年以上研修を行うこと

※2 就農適性診断は農林水産業・就農支援ポータルサイト「おおいたで働こう」に掲載されているものを使用すること（<https://nourinsui-start.oita.jp/tekisei/>）

【参考】

- ・使用できる県加算ポイントは国実施要綱別記1別表1－1の2のとおり
 - ・申請者の県加算ポイントは以下の計算式により按分する
使用できる県加算ポイント / 全申請者の合計点数 × 申請者の点数
 - ・小数点以下は切り捨て
 - ・余剰ポイントは共通ポイントと県加算ポイントの合計の高い申請者から順に1ポイントずつ加算する。合計ポイントが同数の場合は共通ポイントの高い申請者から順に1ポイントずつ加算し、なお同数の場合は、県加算ポイントの高い申請者から順に1ポイントずつ加算する。
- 余剰ポイント→ 共通ポイントと県加算ポイントの合計の高い順に付与
（同数の場合） 共通ポイントの高い順に付与
（同数の場合） 県加算ポイントの高い順に付与